

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○地籍調査事業計画の策定	(地域復興支援課)	一
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	(同)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	三
○保安林の指定の予定(二件)	(森林整備課)	三
○所在地を確知できない建設業者の申出	(事業管理課)	四
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	五
人事委員会		
○第六十三回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施		五
○第六十三回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施		五
○第八十二回警察官A採用試験の実施		五
○第八十三回警察官B採用試験の実施		五
監査委員		
○定期監査結果に対する措置の公表		六
公安委員会		
○警備業法第十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習		

告 示

の実施

九

○宮城県告示第四百号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。
平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
仙台市	泉区上谷刈字向原等七単位区域(座標変換及び検証測量) 泉区上谷刈字向原等七単位区域(座標変換及び検証測量)
石巻市	水押一丁目等七単位区域(座標変換及び検証測量)
気仙沼市	蔵底の一部等八単位区域 本吉町上川内の一単位区域 蔵底の一部等八単位区域(座標変換及び検証測量) 本吉町上川内の一単位区域(座標変換及び検証測量)
白石市	齋川字粟餅等四十五単位区域、齋川字当町頭等二単位区域 齋川字安如等七十七単位区域、齋川字西姥神等六単位区域 大平中目字六田前等三十一単位区域、大平中目字灰塚等八単位区域 越河五賀字秋久保等四十一単位区域(座標変換及び検証測量) 齋川字西山等一単位区域(座標変換及び検証測量) 齋川字当町頭等二単位区域(座標変換及び検証測量) 齋川字粟餅等四十五単位区域(座標変換及び検証測量)
名取市	高館川上字西薬師一単位区域 愛島笠島上字五社山等七単位区域(座標変換及び検証測量) 高館川上字西薬師一単位区域(座標変換及び検証測量) 愛島笠島字洞谷山等九単位区域(座標変換及び検証測量)
大崎市	古川清滝字向山等三単位区域、古川清水沢字新沢等二単位区域 古川北宮沢字二反田等三単位区域(座標変換及び検証測量) 古川北宮沢字朴木欠丙等三単位区域(座標変換及び検証測量)
柴田町	成田字三谷等五単位区域(座標変換及び検証測量)
川崎町	大字今宿字薬師堂等一部三単位区域、大字今宿字岩下山の一部区域 大字川内字宇ノ窪等三単位区域、大字今宿字坊主沢山等二単位区域 大字今宿字小屋沢山の一部区域、大字川内字木山の一部区域 大字川内字柳生川山区域、大字川内字木山の一部区域 大字川内字柳生川等五単位区域(座標変換及び検証測量) 大字川内字柳生川等五単位区域(座標変換及び検証測量) 今宿字寺ノ沢区域(座標変換及び検証測量)

川内字朴木山の一部区域(座標変換及び検証測量)
川内字柳生川山区域(座標変換及び検証測量)
川内字朴木山の一部区域(座標変換及び検証測量)

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百一七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
またらめ内科医院	石巻市蛇田字東道下百十六・一	平成二十四年三月一日
清宮眼科医院	加美郡加美町字大門五十一・一	平成二十四年三月一日
大島調剤薬局	気仙沼市高井二百十五・二	平成二十三年十月一日
ひので薬局	加美郡加美町字大門四十九・一	平成二十四年三月一日
なでしこ薬局ますざわ	本吉郡南三陸町歌津字枅沢九十一・一	平成二十四年三月一日
アクト調剤薬局	塩竈市藤倉二丁目十六・三十一	平成二十四年四月一日

○宮城県告示第四百二二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
	宮城県知事 村 井 嘉 浩	

変更前	変更後	変更前	変更後
西村歯科医院	桃豊インター歯科	石巻市桃生町中津山字八木百六十一・四	石巻市桃生町城内字東嶺二百六・一
	アクト調剤薬局	塩竈市東玉川町二・二十五	塩竈市東玉川町二・十三
			平成二十四年三月十九日

○宮城県告示第四百三三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十一条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり指定の辞退があった。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
有限会社サン薬局	多賀城市山王字中山三十三・十一	平成二十四年三月一日

○宮城県告示第四百四号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指 定 年 月 日
○四五二四〇〇二三八	障害児デイケアセン ターこどもの広場 東松島市矢本字道地 浦百二十九・一	児童発達支援・ 保育所等訪問支 援	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十四年 四月一日
○四五二四〇〇二四六	障害児デイケアセン ターこどもの広場 東松島市矢本字道地 浦百二十九・一	放課後等デイ サービス	社会福祉法人 矢本愛育会	平成二十四年 四月一日

〇四五二七〇〇五二九	児童発達支援ふわり 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二十一	児童発達支援	社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	平成二十四年 四月一日
〇四五五二〇一六四二	放課後等デイサービ スふわり 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二十一	放課後等デイ サービス		
〇四五五三〇〇七九八	放課後等デイサービ ス みつばち 仙台市青葉区芋沢字 横前一番地の一	放課後等デイ サービス	社会福祉法人 陽光福祉社会	平成二十四年 四月一日
〇四五五四〇二二一六	児童発達支援 ミント 仙台市太白区山田本 町三番二十号	児童発達支援	社会福祉法人 つどいの家	平成二十四年 四月一日
〇四五五五〇一〇〇七	児童発達支援 さんしょ 仙台市泉区南光台東 一丁目十九番十八号	児童発達支援	社会福祉法人 つどいの家	平成二十四年 四月一日

〇宮城県告示第四百五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サ
ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び 所在地	指定障害福祉サ ビスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二七〇〇四八六	生活介護ふわり 黒川郡大和町吉田字 上童子沢二十一	生活介護	社会福祉法人 宮城県社会福 祉協議会	平成二十四年 四月一日
〇四一五一〇一三三六	みつばち 仙台市青葉区芋沢字 横前一番地の一	生活介護	社会福祉法人 陽光福祉社会	平成二十四年 四月一日
〇四一五三〇〇六六四	オリザ 仙台市若林区上飯田 一丁目十七番五十八 号	生活介護	社会福祉法人 つどいの家	平成二十四年 四月一日
〇四一五四〇一〇三三	ミント 仙台市太白区山田本 町三番二十号	生活介護	社会福祉法人 つどいの家	平成二十四年 四月一日
〇四一五五〇〇八八三	さんしょ 仙台市泉区南光台東	生活介護	社会福祉法人 つどいの家	平成二十四年 四月一日

一丁目十九番十八号

〇宮城県告示第四百六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり
実施する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十四年 六月十二日	色麻町全 域	午前十時三十分から 午後三時まで	色麻町農村環境改善セン ター
六月十四日	女川町全 域	午前十一時から 午後二時三十分まで	女川町総合体育館
六月十八日	加美町宮 崎	午前十一時三十分から 午後三時まで	加美町役場宮崎支所
六月十八日	加美町小 野田	午後一時三十分から 午後三時まで	加美町小野田コミュニテイ センター
六月十九日	加美町中 新田	午前十時三十分から 午後三時まで	加美町中新田公民館

〇宮城県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を
する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
白石市福岡蔵本字長峯一の八、二の二
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林について、主伐は、択伐による。
 - 字長峯一の八・二の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市小原字蝦夷倉一の六、一の一九

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確認できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことができる。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建設業者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社可野企画開発 可野 紀一	主たる営業所の所在地 登米市南方町照井二百六十番地の一	建設許可番号 般・二十一万五千三百八号	許可している建設業の種類 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設許可年月日 平成二十年十二月二十五日
---------------------------------------	--------------------------------	------------------------	---	-------------------------

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班

所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

電話 〇二・二二一・三二一六（直通）

○宮城県告示第四百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一一三号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後		
刈田郡七ヶ宿町字松原一番一地从先から同郡同町字諏訪原二四番四地先まで		七・五	九・六	一一・一	一一三九・〇
					一一三九・〇

○宮城県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蔵王川崎線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	柴田郡川崎町大字前川字裏丁八二番四地先から	六・八	一〇・〇	一三五・〇
後	同郡同町大字前川字伊勢原五番五地先まで	六・八	一一・〇	一三五・〇

○宮城県告示第四百十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画自動車ターミナル
- 2 名称 第3号 仙台港流通ターミナル
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
- 1 種類 仙塩広域都市計画地区計画
- 2 名称 小田原四丁目地区計画
- 二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

人事委員会

○第六十三回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊その一のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○第六十三回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第七十回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊その二のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○第八十二回警察官A採用試験を別冊その三のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○第八十三回警察官B採用試験を別冊その四のとおり実施する。

平成二十四年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

監査委員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成24年4月27日

宮城県監査委員	安藤俊威
宮城県監査委員	菅間進
宮城県監査委員	遊佐勘左衛門
宮城県監査委員	工藤鏡子

記

1 監査委員の報告日

平成24年2月24日

2 通知のあった日

平成24年3月30日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H22年度収入未済額

現年度分 140,621,211円

過年度分 420,928,048円

合 計 561,549,259円

・H21年度収入未済額

現年度分 180,003,959円

過年度分 382,157,987円

合 計 562,161,946円

ロ 措置の内容

個人県民税については、管内市町と住民税徴収対策会議を開催し、滞納縮減に係る諸課題について、検討及び情報交換を行った。また、希望する市町に対し、共同催告、地方税法第48条

直接徴収及び特別徴収未実施業者への働きかけを実施した。

個人県民税を除く税目については、被災した滞納者に配慮しつつ、被災のない滞納者にあつては、早期に滞納処分を執行するため、不動産及び各種債権等の調査を速やかに実施した。

滞納処分の実施に当たっては、震災の影響で現年度分の課税時期がずれ込んだこともあり、滞納繰越分を中心に預貯金や生命保険解約返戻金等の債権を中心に積極的な差押えを実施した。

なお、滞納額の10%を占める自動車税については、より一層の徹底した財産調査を実施し、効率的・効果的な差押えを実施し滞納額縮減に努めた。

(2) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・H22年度収入未済額

現年度分 221,797,235円

過年度分 495,638,217円

合 計 717,435,452円

・H21年度収入未済額

現年度分 195,364,471円

過年度分 458,334,636円

合 計 653,699,107円

ロ 措置の内容

東日本大震災の影響が続く中、平成23年度の税収確保は極めて厳しい状況にあるが、収入未済の解消に向けては、平成23年度県税滞納額縮減方針に基づき、以下のとおり徴収対策を講じた。

1 個人県民税について

滞納額縮減に有効である特別徴収義務者の一斉指定を管内市町に働きかけ、大崎市が平成25年度からの一斉指定を目指すこととなった。同市が計画どおり実施できるよう支援するとともに、管内他町にも引き続き働きかけていくこととしている。また、地方税法第48条の県による直接徴収は、前年度に引き続き加美町から引継ぎがあり、前年度を上回る徴収実績を挙げた。

2 自動車税について

現年度分の納期限が、例年より5か月遅れとなったことから、当面滞納繰越分について、差押えを軸に強力的に滞納整理を行った。その結果、平成24年3月7日時点で、既に平成22年度過年度分収入未済額（56,834千円）を10,000千円余り下回る成果を挙げ、現在更なる縮減に取り組んでいる。

3 その他県税について

滞納者の被災状況を慎重に調査し、被災により換価価値の失われた差押財産の解除、滞納処分の停止、延滞金の減免等個々の実情に応じた滞納整理を行った（自動車税も同様）

(3) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、収収の確保に努められたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分 41,820,676円

過年度分 129,037,413円

合 計 170,858,089円

・ H21年度収入未済額

現年度分 101,138,971円

過年度分 118,292,624円

合 計 219,431,595円

ロ 措置の内容

滞納額が多い個人県民税徴収対策として、特別徴収への移行を促進するため、昨年引き続き事業所を訪問して働きかけを行うとともに、税務署等が主催する年末調整説明会（管内2か所で実施）において、約240枚のチラシを配布し、早期の移行を促した。

また、市と共同で一斉催告書による納付催告を行った。

個人県民税以外の滞納繰越分対策として、滞納繰越者全員の住民税課税状況調査を実施し、滞納者の担税力を把握するとともに、その結果を元に管理者がその後の滞納整理の方向性を具体的に職員に指示し、進捗状況の把握やフォローアップを行い滞納者数の削減を図っている。

さらに、個人住民税に次いで滞納額が多い自動車税の現年度対策として、2月に一斉差押え予告書を送付し、指定納期限内の1ヶ月間で約25百万円の納付に結びつけた。それでもなお納

付意思が認められない滞納者に対しては、預貯金調査を実施し、差押えを行うこととしている。

(4) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、未熟児養育費負担金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H22年度収入未済額

現年度分 1,125,392円

過年度分 10,626,310円

合 計 11,751,702円

・ H21年度収入未済額

現年度分 5,259,350円

過年度分 6,100,331円

合 計 11,359,681円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H22年度収入未済額

現年度分 5,003,835円

過年度分 14,556,726円

合 計 19,560,561円

・ H21年度収入未済額

現年度分 4,384,670円

過年度分 12,331,301円

合 計 16,715,971円

○未熟児養育費負担金

・ H22年度収入未済額

現年度分 49,797円

過年度分 159,016円

合 計 208,813円

・ H21年度収入未済額

現年度分 108,236円

○生活保護扶助費返還金
 ・ H22年度収入未済額
 現年度分 1,806,036円
 過年度分 10,119,316円
 合 計 11,925,352円

・ H21年度収入未済額
 現年度分 1,565,993円
 過年度分 9,000,040円
 合 計 10,566,033円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金
 ・ H22年度収入未済額

現年度分 1,079,200円
 過年度分 3,754,047円
 合 計 4,833,247円

・ H21年度収入未済額
 現年度分 1,086,250円
 過年度分 3,614,097円
 合 計 4,700,347円

措置の内容

当所においては、「北部保健福祉事務所徴収金等納入事務実施要領」を定め、所内に所長を座長とする「未収債権回収対策検討会議」及び回収の実務に当たる「未収債権回収チーム」を設置するとともに、年度毎の縮減目標額を盛り込んだ取組方針を作成し、収納促進と債権管理に努めている。

平成23年度の具体的な取組としては、検討会議において回収の進捗状況の確認と困難ケースを中心とした対処方法等に関する検討を行うとともに、回収チームを中心に家庭訪問や電話・文書での督促等を鋭意実施した。特に、新たな取組として、2月を「未収債権回収強化月間」に定め夜間や休日を含めて延べ45件に及び集中的な訪問指導を実施した。

平成24年2月末現在の収入未済額及び平成22年度からの縮減額は以下のとおりである。

○生活保護扶助費返還金
 現年度分 1,740,879円
 過年度分 9,789,816円

合 計 11,530,695円
 縮 減 額 394,657円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金
 現年度分 659,050円
 過年度分 3,882,897円
 合 計 4,541,947円
 縮 減 額 291,300円

(6) 仙台三枝高等学校

イ 監査委員の報告の内容

収入証紙の貼用事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

○入学者選抜手数料に貼付された収入証紙に、消印処理が行われていなかったもの

・件数 493件

・金額 1,084,600円

ロ 措置の内容

入学者選抜手数料の収入証紙への消印処理を入学願書受理と同時に、収入証紙消印者が確実にを行うこととした。

また、証紙貼用実績簿に記帳整理する際には、収入証紙への消印状況を、事務室長若しくは事務次長が確認することとした。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年4月27日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

<p>ア 新規取得講習</p> <p>(7) 第1回</p> <p>平成24年6月13日(水)から同月22日(金)までの土・日曜日を除く8日間(6月13日から15日までの3日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日から20日までの3日間は午前9時30分から午後3時50分まで、21日は午前9時30分から午後2時50分まで、22日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施する。)</p> <p>(4) 第2回</p> <p>平成24年7月4日(水)から同月13日(金)までの土・日曜日を除く8日間(7月4日から6日までの3日間は午前9時30分から午後4時50分まで、9日から11日までの3日間は午前9時30分から午後3時50分まで、12日は午前9時30分から午後2時50分まで、13日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施する。)</p> <p>イ 追加取得講習</p> <p>(7) 第1回</p> <p>平成24年6月18日(月)から同月21日(木)までの4日間(18日から20日までの3日間は午前9時30分から午後3時50分まで、21日は午前9時30分から午後2時50分までとし、午後3時から修了考査を実施する。)</p> <p>(4) 第2回</p> <p>平成24年7月9日(月)から同月12日(木)までの4日間(9日から11日までの3日間は午前9時30分から午後3時50分まで、12日は午前9時30分から午後2時50分までとし、午後3時から修了考査を実施する。)</p> <p>2 実施場所</p> <p>仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受付人員</p> <p>第1回、第2回とも新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人</p> <p>4 受講対象者</p> <p>(1) 新規取得講習 受講申込日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」と</p>	<p>いう。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、前記(1)-ア~オのいずれかに該当するもの</p> <p>5 受講手続き</p> <p>(1) 申請受付期間</p> <p>ア 第1回講習</p> <p>平成24年5月14日(月)から同月25日(金)までの土・日曜日を除く10日間(毎日午前9時から午後5時まで)</p> <p>イ 第2回講習</p> <p>平成24年6月7日(木)から同月20日(水)までの土・日曜日を除く10日間(毎日午前9時から午後5時まで)</p> <p>受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申込書の提出先</p> <p>宮城県内の各警察署生活安全課 なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p>
---	---

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(7) 前記4-(1)-アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)-イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)-ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)-エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)-オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課
(電話番号022-221-7171 内線3184、3185)